

地域活性化協同組合 フロンティア



外国人技能実習制度

①外国人技能実習制度とは

「外国人技能実習制度」とは、開発途上地域などから派遣された人材を日本国内の企業が実習生として雇用し、様々な分野の技能を習得してもらい、帰国後の当該国の経済発展を担う人材を育成することを目的として定められた制度です。

平成5年に創設され、我が国が国際貢献の一環として行っている制度で、制度の趣旨を徹底するため、外国人技能実習機構の管理下のもとに監理監督体制や団体等については細かな規定が設けられ、技能実習生の保護が図られています。技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、受入れ企業との雇用関係の下、日本国内の労働関係法令等が適用され、現在は全国に約**182万人**が在留しています。
(令和4年10月末時点)

③実習生の受け入れ方式

実習生の受け入れ方式には、日本の企業が海外の現地法人や合併企業、取引先企業の常勤職員を直接受け入れる「企業単独型」と主務大臣の認可を受け、本組合が行っているような企業団体や協同組合、商工会などが受け入れ団体となって傘下の企業に実習生を紹介する「団体監理型」があります。法務省が行った令和4年6月の調査では「団体管理型」の受け入れが98.5%（322,799人）です。

受け入れ方式は[こちら](#)の『②技能実習生受け入れの方式』の『団体監理型』の部分をご覧ください。

実習生の受け入れまでの詳しい手順は、[こちら](#)の2ページ『技能実習制度の仕組み』をご覧ください。

④技能実習のあらましと在留資格

【技能実習1号】 日本入国後、1～2カ月の法定講習を経た後に受入れ企業と雇用関係を結びます。この技能実習 1年目は、企業単独型の場合が「技能実習1号イ」、団体監理型の場合が「技能実習1号ロ」となります（以下、イ＝企業単独型、ロ＝団体監理型）。

【技能実習2号】 2・3年目は「技能実習2号イ・ロ」となります。第1号技能実習から第2号実習へ移行するためには、技能実習生本人が所定の技能検定基礎2級（学科と実技）及び技能評価試験初級（学科と実技）に合格していることが必要です。

【技能実習3号】 「技能実習3号イ・ロ」として4・5年目の技能実習を継続するためには、実習生が3級の技能試験（実技）に合格することが必要です。また、第2号技能実習から第3号技能実習に移行が可能な職種は主務省令で定められており、この3号技能実習を実施できるのは認可を受けた「優良な監理団体・実習実施者」に限られています。また、第2号実習から第3号実習へ移行する場合には実習生が1カ月以上本国に一次帰国することが定められています。

技能実習の5年間の流れは[こちら](#)の5ページ『技能実習制度の仕組み』の『技能実習の流れ』をご覧ください。

【参考】導入決定！外国人就労「通算5年」、
技能実習と合わせて10年、永住も可能。
3年以上の技能実習生経験者は「特定技能1号試験」を免除

秋の臨時国会で改正、承認された新たな「出入国管理・難民認定法」（入管難民法）により、外国人労働者受入れ拡大に向けて比較的簡単な仕事に就労する「特定技能1号」、熟練した技能が必要な「特定技能2号」という新たな在留資格が創設されることになりました。2019年4月から導入されています。

農業や漁業など、季節によつて繁忙期が変動するため外国人労働者が一時帰国した後、繁忙期に再び来日して同じ職場で働くといった柔軟な運用が可能で、在留期間は「特定技能1号」資格取得者は「通算5年」となり、技能実習生から移行した場合、通算で10年間、同じ職場に就労することができるようになります。

「特定技能1号」資格取得のためには日常会話程度の日本語能力試験と、就業分野の知識・技能に関する試験の双方に合格する必要があるが、3年以上の技能実習生経験者はこの試験が免除されます。1号資格者族の家族の帯同は認められませんが、さらに難しい日本語と技能の試験に合格し「熟練した技能」を持つと認定された「特定技能2号」の資格所得者には家族の帯同や事実上の永住も認められるようになります。